



「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」の 事業者向け説明会を開催します

長野県では、土砂等の盛土の崩落による災害の発生を防止し、県民の安全を確保するため「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定し、令和5年1月1日の施行に向け準備を進めています。

この度、盛土等事業者の方へ本条例の内容の周知を図るため、説明会を開催します。

1 日時及び会場

開催日	時間	会場	住所
10月11日(火)	13:30~15:00	県上田合同庁舎 南棟2階会議室	上田市材木町1-2-6
10月12日(水)	13:30~15:00	県飯田合同庁舎 講堂	飯田市追手町2-678
10月14日(金)	13:30~15:00	県安曇野庁舎 講堂	安曇野市豊科4960-1
10月17日(月)	13:30~15:00	県庁西庁舎 111号会議室	長野市大字南長野字幅下 692-2

2 内容

- (1) 条例の概要について
- (2) 盛土等の許可申請の方法について

3 報道機関の取材について

- (1) 取材は事前申込制とさせていただきます。10月7日(金)17:00までに報道機関名、取材時の代表者氏名、人数及び希望する会場を砂防課アドレス(sabo@pref.nagano.lg.jp)へ送付してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、発熱等風邪症状が見られる方は、取材をご遠慮ください。また、マスクの着用、手洗いの徹底等にご協力をお願いします。



治水 ONE
NAGANO

～みんなでとりくむ『流域治水』～



動画配信中!